

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果

士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）について、士別市パブリックコメント制度実施要綱に基づき市民に意見を募集したところ、1名の方からご意見をいただきました。寄せられたご意見の内容及びご意見に対する考え方を、次のとおり公表します。

パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）
- (2) 意見提出者数 1名
- (3) 提出方法 電子申請1件
- (4) 担当部署 総務部企画課

寄せられた意見の概要	考え方
1. ガイドラインとの関係について 士別市には令和5年12月1日に「士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」（以下ガイドラインという。）が施行されているが、本条例の施行によりガイドラインは廃止となるのでしょうか？ 2. 第2条（定義）について ① (2)再生可能エネルギー発電施設について、「建築物及び事業者の事業所等と併設」とあるが、「建築物又は事業者の～」ではないのでしょうか？ ② (5)事業者について、「再生可能エネルギー発電事業を実施する者及び実施しようとする者であって、規則で定めるもの」とあるが、「発電事業を実施する者」と「機械製造又は設計を行う者」「導入に係るコンサルタントを行う者」「保守点検又は維持管理を行う者」は異なる場合も多いのではないのでしょうか？ 「発電事業を実施する者及び実施しようと	1. ガイドラインは本条例施行と同時に、廃止する予定です。 2. ① 「建築物」と「事業者の事業所等と併設されるもの」のどちらか一方が該当するものでなく、両方が該当するため「及び」という標記としました。 ② 本条例では発電事業に関わる事業者が、条例及び規則を遵守することを重視し、施設の適正な設置及び運営等を行うことを目的としています。 このことから、本条例施行規則（案）において具体的な事業者等を明記しました。

する者」から対象を絞る必要はないのではないのでしょうか？ 3. 第5条（設置禁止区域）について ① 第1条及び第4条には「自然環境、景観及び生活環境を保全し、又は災害の発生を防止する」と規定されているが、第5条には「本市の自然環境等の保全のために」との記載しかなく、災害の発生を防止するために禁止をする記載が除かれています。 第5条第1項(1)～(6)に掲げられている各区域に関し、(1)～(3)の区域は「災害の発生を防止する」ために禁止区域としているのではないのでしょうか？ ② (4)農地及び(6)農用地区域について「自然環境、景観及び生活環境を保全」する目的を達成するためには第6条以降に規定する規定を遵守することでは不十分なのではないのでしょうか？ 農業者が農地法に基づく一時転用許可を受け、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続する営農型太陽光発電の事業が不可能となってしまうことにより、希望する農業者の利益を阻害することとなってしまうのではないのでしょうか？ ③ (5)都市計画区域について、「自然環境、景観及び生活環境を保全」する目的を達成するためには第6条以降に規定する規定を遵守することでは不十分なのではないのでしょうか？ 都市計画区域内の土地は、一般住宅地、商業施設、工場など様々な利用がなされているところですが、敷地内の空きスペースを有効活用しようとする市民や市内事業者の	3. ① いただいたご意見のとおり、災害発生を防止する旨の文言を規定することが適していることから、第5条にも追記いたしました。 ② 農業者が農用地区域内の農地で営農型太陽光発電施設を設置するには、農地法に基づく一時転用許可が必要になります。 一時転用許可等が承認された農地については、設置禁止区域からは除外となりますので、農業者の利益を阻害するものではありません。 ③ 都市計画区域を規定した理由としましては、市街地の景観の保全及び市民生活の環境保全を目的としています。 したがって、再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、都市計画区域等を設置禁止区域とし、より適切な施設の設置と調和が図られるものと考えています。 また、本条例（案）は自己消費を目的とするものは対象外ですので、市民等の利益も
---	--

利益を阻害することになってしまうのではないのでしょうか？ 4. 第7条（説明会の開催）について ① ガイドライン第6条では「近隣関係者が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合は、この限りでない。」との規定となっていたが、条例ではその記載がなくなっており、説明会の開催が必須となるのでしょうか？ また、条例第7条第2項には「市民に広く周知しなければならない」とあり、説明会の対象は近隣住民等ではなく、市民全体となるのでしょうか？ ② 本条例に関し、対象となる発電施設の規模が規定されておりませんが、10kW以下のものなど、小規模の施設についても説明会を義務付けるのは、再生可能エネルギー発電導入のハードルを大幅に上げることにつながってしまうのではないのでしょうか？	ついて阻害するものではありません。 4. ① 設置する再生可能エネルギー発電事業の導入について、近隣住民等の理解を十分得たうえで事業を進めていく必要があることから、説明会の開催は必須としています。 発電施設の規模により、対象範囲が変わることが想定されますが、事業者による説明会が円滑に行われるよう適切なアドバイスに努めて参ります。 ② 自己消費を目的とする発電施設は本条例（案）の対象外としていますが、いただいたご意見を参考に施行規則に発電出力を規定しました。
--	---